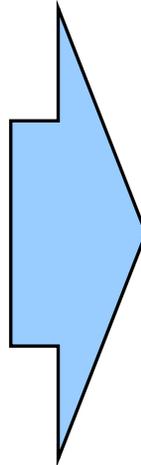


療養病床の転換支援に関する当面の追加措置について

療養病床の転換支援に関する当面の追加措置

療養病床を転換する場合の課題として、次のようなご指摘をいただいている。

- 転換先の施設の基準を満たすことが難しい。
- 医療機関と老健施設を併設する場合、設備の共用が限られる。
- 転換後の経営の見通しが不透明。
- 転換に伴う施設の改修等に費用がかかる。
- 地域によっては整備枠がなく転換が進まない。



更に転換を促進するため、次の事項について速やかに実施する。

- ① 施設基準の緩和
- ② 医療機関と老健施設が併設する場合の設備基準の緩和
- ③ 転換後の経営モデルの提示
- ④ 医療法人経営の選択肢の拡大
- ⑤ 転換時の改修等に関する特別償却制度(法人税)の創設
- ⑥ 福祉医療機構の融資条件の優遇等
- ⑦ 第3期介護保険事業(支援)計画における定員枠の弾力化

① 療養病床を老健施設等に転換する場合の施設基準の緩和

医療機関が老健施設等に転換する場合に施設基準の緩和措置を実施。
【平成19年5月施行予定】

		転換先(老健施設)の施設基準の緩和			
		食堂	機能 訓練室	廊下幅	床面積
転換元	療養病床 (病院)				対応済み (平成18年7月施行)
	療養病床 (診療所)	新たな転換支援策にて対応 (平成19年5月施行)			
	一般病床 (病院・診療所)	新たな転換支援策にて対応 (平成19年5月施行)			

【緩和措置の適用期間】

- ・床面積は平成23年度末までの経過措置
- ・食堂・機能訓練室・廊下幅は平成24年度以降も適用

※特別養護老人ホームの食堂・機能訓練室・廊下幅につき同様の基準の緩和を行う。

② 転換により医療機関と老健施設が併設する場合の設備基準の緩和

・転換により老健施設が医療機関に併設することとなる場合、診察室の共用を可能とする。

【平成19年5月施行予定】

・老健施設、特別養護老人ホーム等が医療機関に併設することとなる場合、階段、エレベーター、出入口等の共用を可能とする。

【平成19年5月施行予定】

③ 転換後の経営モデルの提示

病床規模別に収支、人員体制等を含めた転換後の経営モデルを提示する。

④ 医療法人経営の選択肢の拡大

医療法人が、有料老人ホームや一定の要件を満たす高齢者専用賃貸住宅を設置することを認める。[医療法人の附帯業務の拡大]

【有料老人ホームは平成19年4月施行、高齢者専用賃貸住宅は平成19年5月施行予定】

⑤ 転換時の改修等に関する特別償却制度(法人税)の創設

療養病床を老健施設等に転換するための改修等を行った場合、当該年度の法人税について特別償却(基準取得価額の15%)できる措置を創設し、税負担を軽減する。

【平成19年4月から平成21年3月まで】

⑥ 福祉医療機構の融資条件の優遇等

(独)福祉医療機構の融資において、転換に伴う改修等に要する資金については、次のような優遇措置を講じる。

- ① 融資率の引き上げ(75%→90%)
- ② 貸付金利の引き下げ(財投金利と同じ)
- ③ 有料老人ホームの融資対象化

【平成19年4月から】

一時的な資金不足が生じる場合には、(独)福祉医療機構の「つなぎ融資」制度を利用可能。

⑦ 第3期介護保険事業(支援)計画における定員枠の弾力化

I 介護保険施設等の定員枠の弾力運用

都道府県、市町村は、第3期(平成18～20年度)の介護保険施設等の合計の指定の枠内であれば、年度ごと、施設種別ごとの指定の枠を超えても、医療保険適用の療養病床から老健施設等への転換を可能とする。

II 医療区分1の患者が多く、経営困難な医療機関の特例

第3期の合計の指定枠を超える場合であっても、一定の要件を満たす医療保険適用の療養病床については、都道府県及び市町村の協議(認知症高齢者グループホームへの転換の場合は市町村の判断)により、介護保険施設等への転換を可能とする。

【I、IIとも、平成19年4月から】

これまでに講じてきた転換支援措置

1 老健施設等への機能転換に向けた助成措置

- ・ 地域介護・福祉空間整備等交付金(市町村への交付金)
- ・ 医療提供体制施設整備交付金(都道府県への交付金)(～平成19年度)
- ・ 医療保険財源による「病床転換助成事業」(平成20年度～)
の活用により、転換に要する費用を助成。

2 医師・看護職員等の配置等が緩和された経過的類型の創設

- ・ 診療報酬及び介護報酬において、医師、看護職員等の配置等を緩和することで医療機関のコストを引き下げつつ報酬上評価する類型(介護保険移行準備病棟・経過型介護療養型医療施設)を創設。

3 療養病床が老健施設に転換する場合の施設基準の緩和

- ・ 既存の建物をそのまま活用して介護老人保健施設に円滑に転換できるよう、介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換した介護老人保健施設については、
 - ①1床当たりの面積基準を6.4㎡以上とする(※通常は8㎡以上)(平成23年度末までの経過措置)
 - ②廊下幅の基準については、内法1.2m以上(両側に居室がある場合、内法1.6m以上)とする(※通常はそれぞれ1.8m以上、2.7m以上)

転換先の老人保健施設等の施設基準の一部の緩和

平成18年7月に「療養病床を有する病院」が「老健施設」に転換する場合の施設基準（床面積・廊下幅）の緩和措置を実施。



転換をより円滑に進めるため、

- ① 緩和する施設基準に、食堂・機能訓練室の面積を追加
- ② 転換元が「療養病床を有する診療所」や「一般病床を有する病院・診療所」の場合も施設基準を緩和
- ③ 転換先が「特別養護老人ホーム」の場合も、廊下幅と食堂・機能訓練室の基準を緩和する措置を講ずる。

【転換元】

	療養病床		一般病床	
	病院	診療所	病院	診療所
床面積	6.4㎡ /人以上	6.4㎡ /人以上	6.4㎡ /人以上	4.3㎡ /人以上
廊下幅 (中廊下)	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上
食堂	1㎡ /人以上	1㎡ /人以上	基準なし	基準なし
機能訓練室	40㎡以上	十分な広さ	基準なし	基準なし

【転換先】

	経過措置が講じられた 老人保健施設		経過措置が講じられた 特別養護老人ホーム	
	病院から の転換	診療所から の転換	病院から の転換	診療所から の転換
床面積	6.4㎡ /人以上	6.4㎡ /人以上	経過措置 なし	経過措置 なし
廊下幅 (中廊下)	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上
食堂	1㎡ /人以上	食堂 + 機能訓練室 が	1㎡ /人以上	食堂 + 機能訓練室 が
機能訓練室	40㎡以上 (注1)	3㎡/人以上 (注1)(注2)	40㎡以上	3㎡/人以上 (注2)

(参考)

一般の 老人保健 施設	一般の 特別養護 老人ホーム
8.0㎡ /人以上	10.65㎡ /人以上
1.8 (2.7) m以上	1.8 (2.7) m以上
2㎡ /人以上	食堂 + 機能訓練室 が
1㎡ /人以上	3㎡/人以上

【緩和措置の適用期間】

- ・床面積は平成23年度末までの経過措置
- ・食堂・機能訓練室・廊下幅は平成24年度以降も適用。

(注1) サテライト型小規模老健施設に転換する場合は本体施設の機能訓練室の共用も可能とする。

(注2) 「食堂：1㎡/人以上、機能訓練室：40㎡以上」でも可。

転換により医療機関と老健施設が併設する場合における設備基準の緩和の例 (診察室、階段、エレベーター、出入り口等関係)

転換により医療機関と老健施設が併設するケース

〈緩和措置が講じられた場合〉 | 〈緩和措置がない場合（現行）〉

療養病床を有する医療機関

医療機関

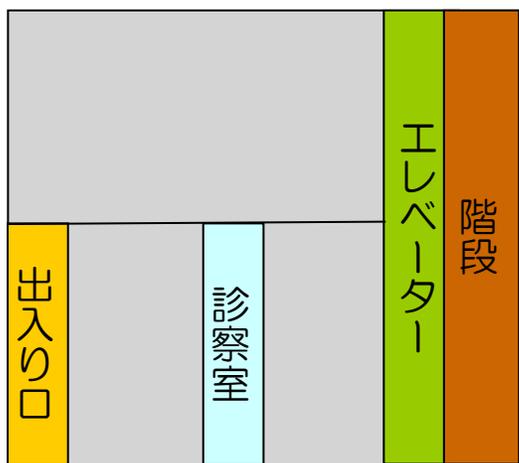
老健施設

医療機関

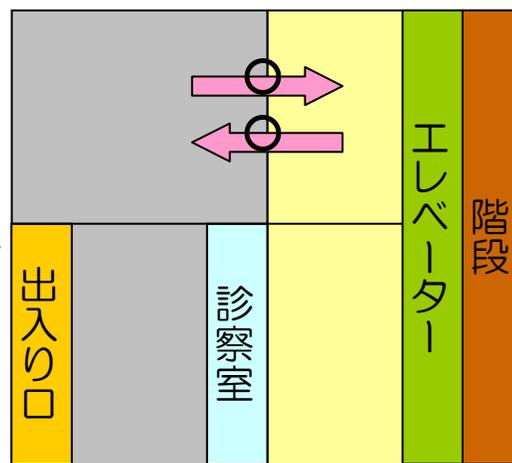
老健施設

〈2F〉

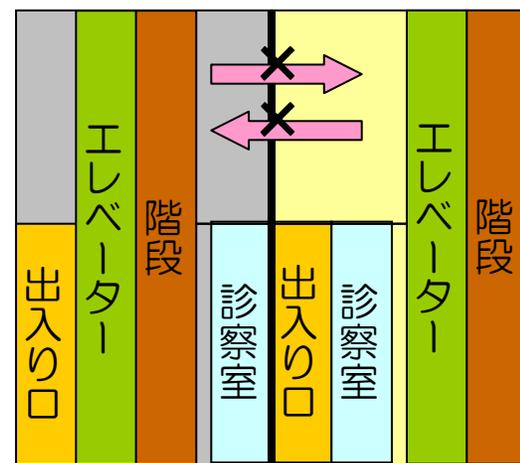
〈1F〉



円滑な転換



共用可能



壁

共用不可

○ 利用者は医療機関と老健施設間の通行も可能となる。

医療法人経営の選択肢の拡大

◎医療法人の附帯業務規制を緩和し、「住まいの場」である有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅を設置し、生活相談などのサービスを提供する経営形態を認める。

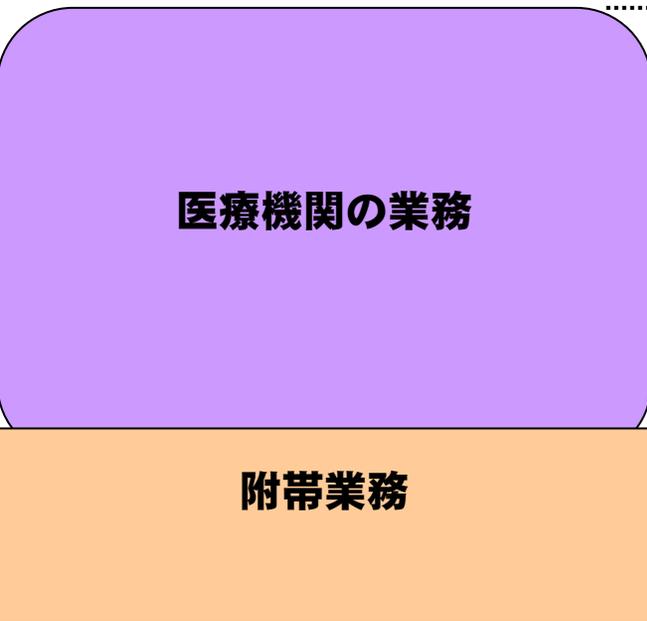
〔医療法人の附帯業務の拡大〕

→ 従前の療養病床の経営ノウハウを活かした経営の多角化が可能

転換のイメージ（例）

〔転換前〕

〔転換後〕



療養病床を転換

附帯業務拡大により経営可能に
(規制緩和)



■ 「有料老人ホーム」経営
介護や食事などのサービスを入居している高齢者に対して提供する施設

■ 「高齢者専用賃貸住宅」
〔専ら高齢者を賃借人とする賃貸住宅であって、高齢者居住法に基づき登録したもの。〕
のうち、生活相談、緊急通報、見守りサービスなどを提供するものの経営

(注)単なる「高齢者専用賃貸住宅」経営は不可。

メリット

- 医療機関を基盤とした「安心」の提供が可能
- 医療機関の経営の選択肢が拡大

転換時の改修等に関する特別償却制度（法人税）の創設

療養病床を老人保健施設等に転換するための改修等を行った場合、当該年度の法人税について特別償却（基準取得価額の15%）できる措置を創設し、税負担を軽減する。

【平成19年4月から平成21年3月まで】

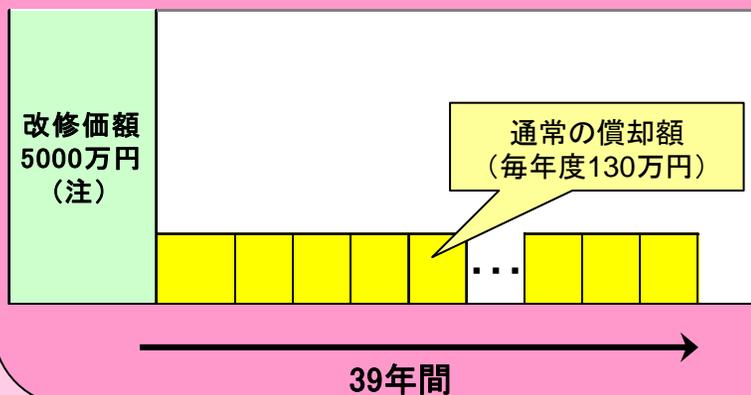
※老人保健施設等：老人保健施設、ケアハウス、有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1人当たりの居室面積が13㎡以上であるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

※基準取得価額：取得価額の50/100

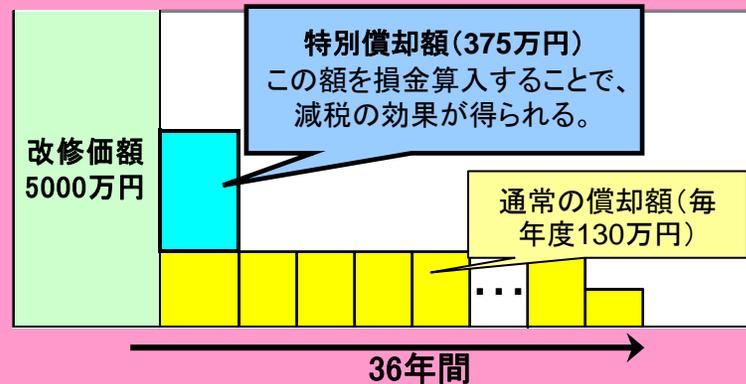
（例）改修額5,000万円の場合

- 改修年度において、通常の償却額に特別償却額375万円を上乗せすることが可能となり、税負担を軽減。
- 償却期間が短くなる（39年→36年）ことで、投下資本の早期回収を図ることが可能。

通常の償却の場合



特別償却制度の場合



(注) 平成19年度税制改正により残存価額が廃止され、平成19年4月1日以降に改修等を行った場合には、耐用年数経過時に1円（備忘価額）まで償却できる。